

足立区保育扶助要綱

目次

第1章 総則（第1条 - 第5条）

第2章 扶助の種類及び内容

第1節 入所児童の処遇向上に関する扶助（第6条及び第7条）

第2節 零歳児保育特別対策事業扶助（第8条 - 第11条）

第3節 11時間開所保育対策事業扶助（第12条 - 第14条）

第4節 障がい児保育扶助（第15条 - 第17条）

第5節 産休等代替職員費扶助（第18条及び第19条）

第6節 保育所地域活動事業費扶助（第20条 - 第24条）

第3章 扶助費の支給手続等（第25条 - 第31条）

第4章 補則（第32条 - 第33条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第35条第4項に基づき設置された保育所が、東京都児童福祉施設の施設及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）に定める基準を超えて行う保育内容の充実に要する経費について、区が扶助を行い、もって児童の健全な発育に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 入所児童 法第24条の規定に基づき、法第39条に規定する保育所において保育を行う児童をいう。
- (2) 国基準 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「施行令」という。）第42条第3号の規定に基づき、厚生大臣が定める保育所に係る国庫負担金交付要綱（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）をいう。
- (3) 定員 法第35条第4項の規定に基づき、認可された入所児童の収容定員をいう。
- (4) 零歳児 入所児童のうち、年度の初日の前日において、1歳に満たない児童をいう。
- (5) 1歳児及び2歳児 前号の零歳児の意義に準ずる。この場合、1歳児については「1歳」を「2歳」と「零歳児」を「1歳児」とそれぞれ読み替えること。また、2歳児については、「1歳」を「3歳」と「零歳児」を「2歳児」とそれぞれ読み替えること。
- (6) 3歳児以上児 入所児童のうち、年度の初日の前日において、3歳以上の児童をいう。

- (7) 保育士 法第18条の4に規定するものをいう。
 - (8) 保健師 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条に規定するものをいう。
 - (9) 助産師 保健師助産師看護師法第3条に規定するものをいう。
 - (10) 看護師 保健師助産師看護師法第5条に規定するものをいう。
 - (11) 私立保育所 法第35条第4項の規定に基づき設置された保育所をいう。
 - (12) 公立保育所 法第35条第3項の規定に基づき設置された保育所をいう。
- (扶助事業の実施)

第3条 区長は、入所児童の処遇の向上に関し、次章で定める扶助を行うものとする。

2 扶助の実施に関しては、原則として、都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和43年東京都条例第15号）による都区財政調整に用いられた私立保育所に係る経費の積算基礎の範囲とする。

(入所児童の年齢計算)

第4条 入所児童の年齢計算は、年度の初日の前日を、基準日として行う。

(適用範囲)

第5条 この要綱は、別に定めがある場合を除き、区長が保育を行った児童の在籍する東京都内に設置された保育所について適用する。

第2章 扶助の種類及び内容

第1節 入所児童の処遇向上に関する扶助

(扶助対象経費)

第6条 区長は、私立保育所の設置者に対し、次の各号に定める経費について扶助費を支給する。

- (1) 保育施設の増改築、備品の購入及び施設の整備充実に要する経費
- (2) 国基準に算入されていない、3歳以上児の主食給食に要する経費
- (3) 国基準で定める、1歳児6人に対し保育士1人の配置を、1歳児5人に対し保育士1人とするに要する経費
- (4) 11月から3月までの期間における暖房の充実に要する経費
- (5) 保育の充実を図るため、定員20人から60人及び定員91人以上の施設に対し保育士1人を増配置するための経費
- (6) 給食の充実を図るため、定員20人から40人及び定員60人から149人の施設に対し調理員1人、定員150人以上の施設に対し調理員2人を増配置するための経費
- (7) 保育中の入所児童の事故等に備えるため、1事故3億円1人3千万円以上の保障内容の賠償保険加入に要する経費
- (8) 嘱託医手当の充実に要する経費
- (9) 職員（非常勤職員を含む。）の健康管理に要する経費
- (10) 非常勤職員の雇用に要する経費
- (11) 常勤職員の労務災害に対する上乗せ保障のための保険に加入する経費

(扶助費算定基準)

第7条 前条各号で定める扶助対象経費に係る扶助費の算定基準は、年齢別単価に包括し別表第1及び別表第2のとおりとする。この場合、区長が保育を行った児童を扶助費算定単位とする。

2 前項別表の適用にあたり、定員区分、地域区分、処遇改善加算基礎分の適用率による区分、所長設置・未設置の別、入所児童の年齢区分によりそれぞれ単価設定されているものについては、国庫負担金の算定基準に準じて算定するものとする。

第2節 零歳児保育特別対策事業扶助

(零歳児保育特別対策事業を実施する保育所)

第8条 零歳児保育特別対策事業とは零歳児保育を推進するため、別記1で定めるすべての要件を満たす区内における私立保育所の運営の充実を図るために行う事業をいう。

2 零歳児保育特別対策事業を実施する保育所(以下「零歳実施保育所」という。)は、零歳定員の認可を受けたものでなければならない。

(扶助対象経費)

第9条 区長は、前条及び別記1で定める要件を満たす零歳実施保育所の設置者に対し、次の各号に定める経費について、扶助費を支給する。

- (1) 常勤又は非常勤の保健師又は助産師若しくは看護師の配置に要する経費(以下「零歳児保健師加算」という。)
- (2) 零歳児の給食の充実を図るため調理員の増配置に要する経費(以下「零歳児調理員加算」という。)
- (3) 嘱託医手当の充実に要する経費(以下「零歳児嘱託医手当加算」という。)
- (4) 4月から9月までの期間のうち、零歳児が未充足となる場合において、未充足児童数に見合う保育士の配置に要する経費(以下「零歳児保育推進加算」という。)

(扶助費算定基準)

第10条 前条各号で定める扶助対象経費に係る扶助費の算定基準は別表3のとおりとし、職員あたり単価による扶助対象経費については、保育所を扶助算定単位とする。

(零歳児保育特別対策事業を実施する保育所の取消し)

第11条 区長は、零歳実施保育所の設置者から、零歳児保育特別対策事業の実施取消しのため、認可変更の申請があったとき又は零歳実施保育所が次の各号のいずれかに該当するときは、零歳児保育扶助を支給しないことができる。

- (1) 保育所指導検査の結果に基づく零歳児保育に関する指摘事項について改善する見込みがないと認められるとき。
- (2) 特別の理由がないにもかかわらず、零歳児の保育実績が著しく悪いとき。
- (3) 別記1で定める要件に著しく反するとき。

第3節 11時間開所保育対策事業扶助

(11時間開所保育対策事業を実施する保育所)

第12条 11時間開所保育対策事業とは11時間の開所時間（午前7時30分から午後6時30分まで）の保育の充実を図るため、別記2で定めるすべての要件を満たす区内における私立保育所の運営の充実を図るために行う事業をいう。

（扶助対象経費）

第13条 区長は、11時間開所保育対策事業を実施する保育所の設置者に対し、次の各号に定める経費について、扶助費を支給する。

- （1） 11時間開所保育対策事業の充実を図るため保育士の増配置に要する経費（以下「保育士加算」という。）
- （2） 11時間開所保育対策事業実施のため、前号による保育士の増配置のほかに、パート保育士（勤務時間は原則として午前2時間、午後2時間とする。）の雇用に要する経費（以下「パート保育士加算」という。）
- （3） 11月から3月までの期間における、11時間開所保育対策事業時間帯の暖房費の充実に要する経費（以下「暖房費加算」という。）

（扶助費算定基準）

第14条 前条各号で定める扶助対象経費に係る扶助費の算定基準は、別表3及び別表4のとおりとし、扶助算定単位については、第10条の規定を準用する。

第4節 障がい児保育扶助

（扶助対象経費）

第15条 区長は、障がい児保育を行う区内における私立保育所の設置者に対し、児童の発達支援に要する経費について扶助費を支給する。（以下「発達支援加算」という。）

（扶助費算定基準）

第16条 前条で定める扶助対象経費に係る扶助費の算定基準は、別表3のとおりとし、区長が入所の承諾をした次条に規定する障がい児に対する配置職員扶助費算定単位とする。

（障がい児）

第17条 扶助対象となる障がい児は、次の各号のいずれかに該当する入所児とする。ただし、障がいの程度が第2号及び第3号に相当すると認められる場合であっても、日常の保育において健常児と同一の保育が可能な児童は除く。

- （1） 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）で特別児童扶養手当の支給対象となるもの。（所得により手当の支給を停止されているものを含む。）
- （2） 身体障がいについては、おおむね身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する障害級別6級から4級程度。ただし、6級程度については聴覚障がいに限る。
- （3） 知能・社会性及び運動機能発達の遅れについては、おおむね、東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）第4条に定める判定基準の軽度又は中度程度とする。

2 前項に定める扶助対象児童の要否については、足立区「発達支援委員会」を設置し、判定する。

第5節 産休等代替職員費扶助

(扶助対象経費)

第18条 区内における私立保育所に勤務する職員が出産又は傷病のため、長期間休暇又は欠勤（以下「産休」又は「病欠」という。）する場合（当該職員の休業期間中、就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金の全額を支給している場合に限る。）において、区長は、児童の処遇の正常な実施を確保するため、その代替職員を保育所の設置者が別記3の定めるところにより採用したときは、その採用による経費に対し扶助費を支給する。（以下「産休等代替職員費」という。）

(扶助費算定基準)

第19条 前条で定める扶助対象経費に係る扶助費の算定基準は別表3のとおりとし、産休等代替職員を扶助費算定単位とする。

第6節 保育所地域活動事業費扶助

(扶助対象経費)

第20条 区長は、保育所地域活動事業（第22条で定める保育所地域活動事業をいう。）を行う区内における私立保育所の設置者に対し、その事業に要する経費について扶助費を支給する。ただし、利用者に係るお茶代など実費徴収が可能なものについては、対象経費に含まない。

(扶助費算定基準)

第21条 前条で定める扶助対象経費に係る扶助費の算定基準は別表3のとおりとし、扶助費算定単位については、第10条の規定を準用する。

(扶助対象事業)

第22条 保育所地域活動事業扶助対象となる事業及び内容は、次の各号に定めるものとし、いずれも年3回以上実施することとする。

(1) 世代間交流等事業

高齢者福祉施設や介護保険施設等への訪問、又はこれら施設や地域の高齢者を招待し、劇、季節的行事、手作り玩具の制作、伝承遊び等を通じて世代間のふれあい活動を行う事業

(2) 異年齢児交流事業

保育所を退所した児童や地域の児童とともに地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、児童の社会性を養う事業

(3) 育児講座・育児と仕事の両立支援事業

地域の乳幼児を持つ保護者等に対する育児講座の開催や育児と仕事の両立支援に関する情報提供を行う事業

(事業の承認)

第23条 私立保育所の設置者が、保育所地域活動事業費の扶助を受けようとする場

合は、保育所地域活動事業計画書を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、保育所地域活動事業計画書を受理したときは、前条に基づき事業内容等を審査し、適正であると認めた場合、保育所地域活動事業承認通知書により適用結果を、申請者あて通知するものとする。

(実績報告)

第24条 保育所地域活動事業を承認され、扶助費の支給を受けた施設の設置者は、区長に対し、保育所地域活動事業結果報告書を当該会計年度終了後30日以内に提出しなければならない。

第3章 扶助費の支給手続等

(扶助費の支給)

第25条 この要綱で定める扶助費の支給は月を単位として行う。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

(扶助費の請求)

第26条 扶助費の支給を受けようとする保育所の設置者は、必要書類を添え、毎月5日までに区長に請求をしなければならない。

(扶助費の使用制限)

第27条 保育所の設置者は、この要綱で定める目的以外に扶助費を使用してはならない。

(状況報告及び調査)

第28条 区長は、扶助費を支給した保育所の設置者に対し、必要があるときは、扶助費の執行状況について報告を求め、又は実地調査することができる。

- 2 区長は、前項の結果を受けて、必要がある場合はその処理について適切な指示を行うものとする。

(実績報告)

第29条 扶助費の支給を受けた保育所の設置者は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第33条第2項の規定により、廃止の承認を受けたとき又は扶助費の支給に係る会計年度が終了したときは、それぞれ廃止の日又は当該会計年度の終了の日から2か月以内に、区長に対し実績報告書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

(扶助費の取消し)

第30条 区長は、保育所の設置者が第27条の規定に違反して扶助費を使用した場合及び扶助費支給の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、その全部又は一部の支給を取り消すことができる。

- 2 第28条第2項の規定による適切な指示に従わない場合も同様とする。

(準用)

第31条 この章に定めるもののほか、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）を準用する。

第4章 補則

(費用の徴収の禁止)

第32条 扶助費の支給を受けた保育所の設置者は、この要綱で定める扶助対象経費に関し、入所児童の保護者から費用を徴収してはならない。

(委任)

(細目)

第33条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

付 則 (54足厚管発第468号 昭和54年11月1日甲決裁)

- 1 この要綱は、昭和51年11月1日から施行する。
- 2 昭和54年4月以降この要綱の施行の日前までに、東京都保育所運営費補助要綱(53民児母第91号)に準拠し支給した扶助費は、この要綱により支給したものとみなす。
- 3 昭和54年東京都足立区零歳児保育指定保育所実施要綱(足厚管発第228号)及び昭和54年東京都足立区特例保育実施要綱(足厚管発第229号)は廃止する。ただし、これらの要綱により指定を受けた保育所はそれぞれこの要綱により指定を受けたものとみなす。
- 4 昭和54年度の零歳児保育指定保育所の指定申請については、第10条第5項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日後、10日以内に行うものとし、指定の日については、昭和54年4月1日とする。
- 5 昭和54年4月1日及び昭和54年7月1日に係る昭和54年度の特例保育指定保育所の指定申請については、第15条第5項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日後10日以内に行うものとし、指定の日については、昭和54年4月1日及び昭和54年7月1日とする。
- 6 前2項に係る扶助費は、それぞれ指定された日の属する月から支給する。

付 則

- 1 この要綱は平成2年8月13日から施行する。
- 2 昭和59年3月31日に、保育士資格を有しないで保育に従事している者であって、同年4月1日以降も引き続き同一保育所に勤務している者が、別に定めるところにより、東京都足立区長の認定等を受けた場合には、本要綱上は保育士として扱う。

付 則

この要綱は平成8年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成9年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成10年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度に本要綱の適用を受け、平成12年度中に廃止・設置の手続きをと

った個人立保育所については、本要綱上は、社会福祉法人等立保育所と同様の取扱いとする。

- 3 平成11年度以前に設置されたその他の民間保育所については、本要綱上は、社会福祉法人等立保育所と同様の取扱いとする。

付 則

この要綱は平成11年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成20年4月1日から適用する。ただし、第19条の規定については、平成20年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成21年9月11日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

付 則（22足子保発第1810号 平成22年9月15日 子ども家庭部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。ただし、第19条の規定については、平成21年10月1日から適用する。

付 則（22足子保発第4126号 平成23年3月31日 子ども家庭部長決定）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（23足教子保発第1670号 平成23年8月16日 子ども家庭部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

付 則（23足教子保発第3525号 平成24年1月25日 子ども家庭部長決定）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表1の規定については、決定の日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

付 則（24足教子保発第1335号 平成24年8月10日 子ども家庭部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則（24足教子保発第1996号 平成24年10月30日 子ども家庭部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

付 則（24足教子保発第3554号 平成25年3月29日 子ども家庭部長決定）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(25足教子保発第1851号 平成25年9月27日 子ども家庭部長決定)
この要綱は、平成25年10月1日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、同年4月1日から適用する。

付 則(25足教子保発第2206号 平成25年11月1日 子ども家庭部長決定)
この要綱は、平成25年11月1日から施行し、改正後の別表第1の規定は同年10月1日から適用する。

付 則(26足教子施発第111号 平成26年5月1日 子ども家庭部長決定)
この要綱は、決定の日から施行し、改正後の別表第1の規定は平成26年4月1日から適用する。

付 則(26足教子施発第1838号 平成26年10月1日 子ども家庭部長決定)
この要綱は、決定の日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は平成26年4月1日から適用する。

付 則(26足教子施発第3164号 平成27年2月1日 子ども家庭部長決定)
この要綱は、決定の日から施行し、改正後の別表第1の規定は平成26年4月1日から適用する。

付 則(26足教子施発第3833号 平成27年3月31日 子ども家庭部長決定)
この要綱は、決定の日から施行し、改正後の別表第1の規定は平成26年4月1日から適用する。

付 則(27足教子施発第1号 平成27年4月3日 子ども家庭部長決定)
この要綱は、決定の日から施行し、改正後の別表第1の規定は平成27年4月1日から適用する。

付 則(27足教子施発第1913号 平成28年1月22日 子ども家庭部長決定)
この要綱は、決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則(27足教子施発第3713号 平成28年3月31日 子ども家庭部長決定)
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(28足教子整発第1109号 平成28年11月30日 子ども家庭部長決定)
この要綱は、決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則(29足教子整発第41号 平成29年4月7日 子ども家庭部長決定)
この要綱は、決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則(29足教子整発第739号 平成29年11月22日 子ども家庭部長決定)
この要綱は、決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則(29足教子整発第1285号 平成30年3月30日 子ども家庭部長決定)
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別記1（第8条関係）

零歳児保育特別対策事業実施保育所要件

零歳児保育を推進するため、次の各号の要件を満たす保育所の運営の充実を図るために行う事業をいう。

1 取扱い定員

零歳児取扱い定員は、1施設あたり6人を下ることができないものとする。

2 設備及び運営

- (1) 保健室（東京都児童福祉施設の施設及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）に定める医務室が零歳児の静養室の機能を有する場合は、この限りでない。）、調乳室（専用の調乳室が設けられない場合は、調理室の一部を調乳場所として区画することをもって足りる。）、沐浴室（沐浴室に代わる沐浴設備を置く場合は、この限りでない。）及び便所を設けること。
- (2) 零歳児が専用で使用できる屋外遊戯場（歩行運動及び外気浴等を行う場所）を設けるよう努めること。
- (3) 零歳児の心身発達に即応した遊具その他零歳児用備品を整備すること。
- (4) 危険防止及び非常災害時における緊急避難につき万全の対策を講ずるとともに、不測の事態に対処するための責任態勢を確立すること。
- (5) 零歳児3人につき、保育士1人以上を配置すること。
- (6) 保健師又は助産師若しくは看護師（以下「保健師等」という。）を1名配置すること。
保健師等は、保育士との協力のもとに、零歳児の異常の発見、特に登所時における健康観察を通じて異常の有無の確認及び医師との連絡を行うほか、健康診断、予防接種の計画及びその実施に対する協力等保健活動に従事するものとする。
- (7) 調理員を1名増配置し（ただし、平成10年2月18日付児発第86号厚生省児童家庭局通知「保育所における調理業務の委託について」に基づき、全ての調理業務を委託する場合には、調理員を置かないことができる。）、給食については、衛生的取扱いについて細心の注意をするとともに、零歳児の発育及び健康状態、家庭の食生活等を十分理解し、個人差に応じた給食を実施するよう努めること。
- (8) 健康管理の徹底を図るため嘱託医（一般児童の嘱託医と兼務）の積極的な協力を求め、週1回以上の診療契約を結び、業務内容の充実を図ること。
- (9) 原則として零歳児が3人以上入所していること。
- (10) 特に地域の保育需要に積極的に応えている（3か月未満児を受け入れている）こと。
- (11) その他適正な運営を実施していること。

別記2（第12条関係）

1 1時間開所保育対策事業実施保育所要件

1 1時間の開所時間の保育の充実を図るため、次の各号の要件を満たす私立保育所で、保護者の労働実態、通勤事情等により午前8時30分前おおむね1時間及び午後5時後おおむね1時間30分にわたる保育に対応するため、午前7時30分から午後6時30分まで開所していること。ただし、児童の健康に影響を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

1 1 1時間開所保育対策事業対象児童数

午前8時及び午後5時30分の時間帯における入所児童数が、それぞれ該当保育所の定員のおおむね10%以上であること。

2 保育士の配置

1 1時間開所保育対策事業のため、61人～129人の施設については1人、130人以上の施設については2人の保育士が増配置されていること。

3 パート保育士の配置

前号の保育士の配置のほかに、必要に応じてパート保育士を配置すること。

なお、加算対象として配置できるパート保育士数については、午前8時における児童数と午後5時30分における児童数とを比較して多い方の児童数に応じて、次によること。

(1) 毎月初日（初日が日曜日、土曜日又は祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。）に当たる場合は直後の土曜以外の開所日としても可。）の零歳児の対象児童数を3倍して得た数及び1・2歳児の対象児童数を1.5倍して得た数に、3歳以上児の対象児童数を加えた数から15を控除し、さらにこれを15で除して（小数点以下切上げ）1を控除した数を上限としてパート保育士を配置することができる。

(2) 上記(1)によるパート保育士のほか、各月初日の午前8時又は午後5時30分の時点における3歳未満児数が20人以上の場合にはさらに1名のパート保育士を配置することができる。

別記3（第18条関係）

産休等代替職員費扶助要件

1 代替職員の採用期間

- (1) 産休職員に係る代替職員の採用期間は、産休職員が産前の休暇を始める日から、起算して16週間以内（多胎妊娠の場合は24週間以内）とする。ただし、産前産後の期間については、産前8週間（多胎妊娠の場合は16週間）、産後10週間を超えないものとする。
- (2) 病欠職員に係る代替職員の採用は、病欠職員が療養のために14日以上（休日を含む）欠勤を要する場合とし、その期間は90日以内（休日等を含まない）とする。

2 代替職員の資格

代替職員は、健康状態に異常が認められず、かつ、資格の定めがある場合は、所定の資格を有する者でなければならない。ただし、特別の事情があるときは、児童福祉施設において児童の保護に直接従事した経験がある者、又は保育士試験の科目の一部に合格した者を採用することができる。

3 採用承認

代替職員を採用しようとする保育所の設置者は、産休等代替職員申請書（別記様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、原則としてその採用する日の10日前までに、区長に申請しなければならない。

(1) 産休の場合

産休職員についての医師又は助産師が発行する出産予定日の記載のある妊娠証明書、代替職員についての健康診断書及び資格証明書（写）又は本人の履歴書。

(2) 病休の場合

病休職員についての医師が発行する証明書（原則として、病休職員が当該傷病のため継続して診療を受けている医療機関の医師によるものとする。）、代替職員についての健康診断書及び資格証明書（写）又は本人の履歴書。

4 採用通知

前項により申請書の提出を受けた区長は、その内容を審査し、代替職員を採用する要件を満たしていると認めたとき又は認めなかったときは、産休等代替職員採用承認（不承認）通知書（別記様式第2号の2）により通知しなければならない。

5 報告

保育所の設置者は、代替職員との雇用関係がなくなったとき又は産休等職員が就業した

ときは、産休等代替職員採用調書（別記様式第2号の3）により、区長に報告しなければならない。

6 その他

別記3に定めのない事項は、当該年度の東京都産休等代替職員制度実施要綱による。

民間施設単価表 (帯歳児保育、延長保育、障がい児受け入れのうち2つ以上実施している施設(主任保育士専任加算対象施設) 又はいずれも実施していない施設)

包括化単価(特別区) 30年度単価			20人	21人 ~30人	31人 ~40人	41人 ~45人	46人 ~50人	51人 ~59人	60人	61人 ~70人	71人 ~80人	81人 ~90人	91人 ~100人	101人 ~110人	111人 ~120人	121人 ~130人	131人 ~140人	141人 ~149人	150人	151人 ~160人	161人 ~170人	171人 ~190人	191人 ~210人	211人 ~230人	231人 以上
12%	設置	0歳児	45,790	31,420	30,990	21,330	21,490	9,900	16,340	19,480	12,510	7,010	15,400	11,440	8,140	11,780	9,150	6,890	9,490	12,560	10,360	8,040	7,470	6,890	6,590
		1歳児	60,940	46,570	46,140	36,480	36,640	25,050	31,490	34,630	27,660	22,160	30,550	26,590	23,290	26,930	24,300	22,030	24,640	27,710	25,510	23,190	22,620	22,140	21,740
		2歳児	45,480	31,110	30,680	21,020	21,180	9,590	16,030	19,170	12,200	6,700	15,090	11,130	7,830	11,470	8,840	6,570	9,180	12,250	10,050	7,730	7,160	6,680	6,280
		3歳児	46,670	32,300	31,870	22,210	22,370	10,780	17,220	20,360	13,390	7,890	16,280	12,320	9,020	12,660	10,030	7,760	10,370	13,440	11,240	8,920	8,350	7,870	7,470
	4歳以上児	46,670	32,300	31,870	22,210	22,370	10,780	17,220	20,360	13,390	7,890	16,280	12,320	9,020	12,660	10,030	7,760	10,370	13,440	11,240	8,920	8,350	7,870	7,470	
	未設置	0歳児	45,790	31,420	29,340	21,330	19,510	9,900	16,340	17,600	11,680	7,010	14,410	10,990	8,140	11,170	8,860	6,880	9,490	12,150	10,160	8,040	7,470	6,990	6,590
		1歳児	60,940	46,570	44,490	36,480	34,660	25,050	31,490	32,750	26,830	22,160	29,560	26,140	23,290	26,320	24,010	22,030	24,640	27,300	25,310	23,190	22,620	22,140	21,740
		2歳児	45,480	31,110	29,030	21,020	19,200	9,590	16,030	17,290	11,370	6,700	14,100	10,680	7,830	10,860	8,550	6,570	9,180	11,840	9,850	7,730	7,160	6,680	6,280
3歳児		46,670	32,300	30,220	22,210	20,390	10,780	17,220	18,480	12,560	7,890	15,290	11,870	9,020	12,050	9,740	7,760	10,370	13,030	11,040	8,920	8,350	7,870	7,470	
4歳以上児	46,670	32,300	30,220	22,210	20,390	10,780	17,220	18,480	12,560	7,890	15,290	11,870	9,020	12,050	9,740	7,760	10,370	13,030	11,040	8,920	8,350	7,870	7,470		
11%	設置	0歳児	45,030	30,910	30,490	21,000	21,150	9,770	16,090	19,190	12,330	6,930	15,140	11,250	8,010	11,590	9,000	6,770	9,340	12,370	10,200	7,920	7,360	6,890	6,500
		1歳児	59,900	45,780	45,360	35,870	36,020	24,640	30,960	34,060	27,200	21,800	30,010	26,120	22,880	26,460	23,870	21,640	24,210	27,240	25,070	22,790	22,230	21,760	21,370
		2歳児	44,720	30,600	30,180	20,690	20,840	9,460	15,780	18,880	12,020	6,620	14,830	10,940	7,700	11,280	8,690	6,460	9,030	12,060	9,890	7,610	7,050	6,580	6,190
		3歳児	45,910	31,790	31,370	21,880	22,030	10,650	16,970	20,070	13,210	7,810	16,020	12,130	8,890	12,470	9,880	7,650	10,220	13,250	11,080	8,800	8,240	7,770	7,380
	4歳以上児	45,910	31,790	31,370	21,880	22,030	10,650	16,970	20,070	13,210	7,810	16,020	12,130	8,890	12,470	9,880	7,650	10,220	13,250	11,080	8,800	8,240	7,770	7,380	
	未設置	0歳児	45,030	30,910	28,860	21,000	19,200	9,770	16,090	17,330	11,520	6,930	14,170	10,810	8,010	10,990	8,720	6,770	9,340	11,960	10,010	7,920	7,360	6,890	6,500
		1歳児	59,900	45,780	43,730	35,870	34,070	24,640	30,960	32,200	26,390	21,800	29,040	25,680	22,880	25,860	23,590	21,640	24,210	26,830	24,880	22,790	22,230	21,760	21,370
		2歳児	44,720	30,600	28,550	20,690	18,890	9,460	15,780	17,020	11,210	6,620	13,860	10,500	7,700	10,680	8,410	6,460	9,030	11,650	9,700	7,610	7,050	6,580	6,190
3歳児		45,910	31,790	29,740	21,880	20,080	10,650	16,970	18,210	12,400	7,810	15,050	11,690	8,890	11,870	9,880	7,650	10,220	12,840	10,890	8,800	8,240	7,770	7,380	
4歳以上児	45,910	31,790	29,740	21,880	20,080	10,650	16,970	18,210	12,400	7,810	15,050	11,690	8,890	11,870	9,880	7,650	10,220	12,840	10,890	8,800	8,240	7,770	7,380		
9%	設置	0歳児	44,260	30,400	29,980	20,660	20,800	9,630	15,830	18,890	12,160	6,850	14,880	11,070	7,890	11,400	8,860	6,670	9,190	12,170	10,040	7,810	7,250	6,790	6,410
		1歳児	58,860	45,000	44,580	35,260	35,400	24,230	30,430	33,490	26,760	21,450	29,480	25,670	22,490	26,000	23,460	21,270	23,790	26,770	24,640	22,410	21,850	21,390	21,010
		2歳児	43,950	30,090	29,670	20,350	20,490	9,320	15,520	18,580	11,850	6,540	14,570	10,760	7,580	11,090	8,550	6,360	8,880	11,860	9,730	7,500	6,940	6,480	6,100
		3歳児	45,140	31,280	30,860	21,540	21,680	10,510	16,710	19,770	13,040	7,730	15,760	11,950	8,770	12,280	9,740	7,550	10,070	13,050	10,920	8,690	8,130	7,670	7,290
	4歳以上児	45,140	31,280	30,860	21,540	21,680	10,510	16,710	19,770	13,040	7,730	15,760	11,950	8,770	12,280	9,740	7,550	10,070	13,050	10,920	8,690	8,130	7,670	7,290	
	未設置	0歳児	44,260	30,400	28,380	20,660	18,890	9,630	15,830	17,070	11,360	6,850	13,930	10,630	7,890	10,810	8,580	6,670	9,190	11,770	9,850	7,810	7,250	6,790	6,410
		1歳児	58,860	45,000	42,980	35,260	33,490	24,230	30,430	31,670	25,960	21,450	28,530	25,230	22,490	25,410	23,180	21,270	23,790	26,370	24,450	22,410	21,850	21,390	21,010
		2歳児	43,950	30,090	28,070	20,350	18,580	9,320	15,520	16,760	11,050	6,540	13,620	10,320	7,580	10,500	8,270	6,360	8,880	11,460	9,540	7,500	6,940	6,480	6,100
3歳児		45,140	31,280	29,260	21,540	19,770	10,510	16,710	17,950	12,240	7,730	14,810	11,510	8,770	11,690	9,460	7,550	10,070	12,650	10,730	8,690	8,130	7,670	7,290	
4歳以上児	45,140	31,280	29,260	21,540	19,770	10,510	16,710	17,950	12,240	7,730	14,810	11,510	8,770	11,690	9,460	7,550	10,070	12,650	10,730	8,690	8,130	7,670	7,290		
8%	設置	0歳児	42,730	29,380	28,950	19,980	20,120	9,350	15,320	18,300	11,810	6,700	14,360	10,690	7,630	11,010	8,570	6,470	8,890	11,770	9,720	7,570	7,040	6,600	6,230
		1歳児	56,770	43,420	42,990	34,020	34,160	23,390	29,360	32,340	25,850	20,740	28,400	24,730	21,670	25,050	22,610	20,510	22,930	25,810	23,760	21,610	21,080	20,640	20,270
		2歳児	42,420	29,070	28,640	19,670	19,810	9,040	15,010	17,990	11,500	6,390	14,050	10,380	7,320	10,700	8,260	6,160	8,580	11,460	9,410	7,260	6,730	6,290	5,920
		3歳児	43,610	30,260	29,830	20,860	21,000	10,230	16,200	19,180	12,690	7,580	15,240	11,570	8,510	11,890	9,450	7,350	9,770	12,650	10,600	8,450	7,920	7,480	7,110
	4歳以上児	43,610	30,260	29,830	20,860	21,000	10,230	16,200	19,180	12,690	7,580	15,240	11,570	8,510	11,890	9,450	7,350	9,770	12,650	10,600	8,450	7,920	7,480	7,110	
	未設置	0歳児	42,730	29,380	27,430	19,980	18,280	9,350	15,320	16,550	11,050	6,700	13,440	10,270	7,630	10,450	8,310	6,470	8,890	11,390	9,540	7,570	7,040	6,600	6,230
		1歳児	56,770	43,420	41,470	34,030	32,320	23,390	29,360	30,590	25,090	20,740	27,480	24,310	21,670	24,490	22,350	20,510	22,930	25,430	23,580	21,610	21,080	20,640	20,270
		2歳児	42,420	29,070	27,120	19,680	17,970	9,040	15,010	16,240	10,740	6,390	13,190	9,960	7,320	10,140	8,000	6,160	8,580	11,080	9,230	7,260	6,730	6,290	5,920
3歳児		43,610	30,260	28,310	20,870	19,160	10,230	16,200	17,430	11,930	7,580	14,320	11,150	8,510	11,330	9,190	7,350	9,770	12,270	10,420	8,450	7,920	7,480	7,110	
4歳以上児	43,610	30,260	28,310	20,870	19,160	10,230	16,200	17,430	11,930	7,580	14,320	11,150	8,510	11,330	9,190	7,350	9,770	12,270	10,420	8,450	7,920	7,480	7,110		
6%	設置	0歳児	41,210	28,360	27,930	19,300	19,430	9,070	14,810	17,710	11,470	6,540	13,840	10,320	7,380	10,630	8,280	6,260	8,600	11,380	9,410	7,340	6,830	6,410	6

別表第2

民間施設単価表（零歳児保育、延長保育、障害児受け入れのうちのどれか1つを実施している施設）

包括化単価(特別区)		20人	21人	31人	41人	46人	51人	60人	61人	71人	81人	91人	101人	111人	121人	131人	141人	150人	151人	161人	171人	191人	211人	231人	
30年度単価		～30人	～40人	～45人	～50人	～59人	～59人	～60人	～70人	～80人	～90人	～100人	～110人	～120人	～130人	～140人	～149人	～150人	～160人	～170人	～190人	～210人	～230人	以上	
12%	設置	0歳児	45,790	31,420	30,990	21,330	21,490	9,900	16,340	21,770	14,510	8,790	17,000	12,900	9,480	13,010	10,290	7,940	10,560	13,570	11,300	8,890	8,230	7,680	7,230
		1歳児	60,940	46,570	46,140	36,480	36,640	25,050	31,490	36,920	29,660	23,940	32,150	28,050	24,630	28,160	25,440	23,090	25,710	28,720	26,450	24,040	23,380	22,830	22,380
		2歳児	45,480	31,110	30,680	21,020	21,180	9,590	16,030	21,460	14,200	8,480	16,690	12,590	9,170	12,700	9,980	7,630	10,250	13,260	10,990	8,580	7,920	7,370	6,920
		3歳児	46,670	32,300	31,870	22,210	22,370	10,780	17,220	22,650	15,390	9,670	17,880	13,780	10,360	13,890	11,170	8,820	11,440	14,450	12,180	9,770	9,110	8,560	8,110
	未設置	4歳以上児	46,670	32,300	30,220	22,210	22,370	10,780	17,220	22,650	15,390	9,670	17,880	13,780	10,360	13,890	11,170	8,820	11,440	14,450	12,180	9,770	9,110	8,560	8,110
		0歳児	45,790	31,420	29,340	21,330	19,510	9,900	16,340	19,890	13,690	8,790	16,010	12,450	9,480	12,400	10,010	7,940	10,560	13,150	11,110	8,890	8,230	7,680	7,230
		1歳児	60,940	46,570	44,490	36,480	34,660	25,050	31,490	35,040	28,840	23,940	31,160	27,600	24,630	27,550	25,160	23,090	25,710	28,300	26,260	24,040	23,380	22,830	22,380
		2歳児	45,480	31,110	29,030	21,020	19,200	9,590	16,030	19,580	13,380	8,480	15,700	12,140	9,170	12,090	9,700	7,630	10,250	12,840	10,800	8,580	7,920	7,370	6,920
11%	設置	3歳児	46,670	32,300	30,220	22,210	20,390	10,780	17,220	20,770	14,570	9,670	16,890	13,330	10,360	13,280	10,890	8,820	11,440	14,030	11,990	9,770	9,110	8,560	8,110
		4歳以上児	46,670	32,300	30,220	22,210	20,390	10,780	17,220	20,770	14,570	9,670	16,890	13,330	10,360	13,280	10,890	8,820	11,440	14,030	11,990	9,770	9,110	8,560	8,110
		0歳児	45,030	30,910	30,490	21,000	21,150	9,770	16,090	21,470	14,340	8,710	16,740	12,710	9,350	12,820	10,140	7,840	10,410	13,370	11,140	8,770	8,120	7,590	7,140
		1歳児	59,900	45,780	45,360	35,870	36,020	24,640	30,960	36,340	29,210	23,580	31,610	27,580	24,220	27,690	25,010	22,710	25,280	28,240	26,010	23,640	22,990	22,460	22,010
	未設置	2歳児	44,720	30,600	30,180	20,690	20,840	9,460	15,780	21,160	14,030	8,400	16,430	12,400	9,040	12,510	9,830	7,530	10,100	13,060	10,830	8,460	7,810	7,280	6,830
		3歳児	45,910	31,790	31,370	21,880	22,030	10,650	16,970	22,350	15,220	9,590	17,620	13,590	10,230	13,700	11,020	8,720	11,290	14,250	12,020	9,650	9,000	8,470	8,020
		4歳以上児	45,910	31,790	31,370	21,880	22,030	10,650	16,970	22,350	15,220	9,590	17,620	13,590	10,230	13,700	11,020	8,720	11,290	14,250	12,020	9,650	9,000	8,470	8,020
		0歳児	45,030	30,910	28,860	21,000	19,200	9,770	16,090	19,620	13,530	8,710	15,770	12,270	9,350	12,220	9,870	7,840	10,410	12,960	10,950	8,770	8,120	7,590	7,140
9%	設置	1歳児	59,900	45,780	43,730	35,870	34,070	24,640	30,960	34,490	28,400	23,580	30,640	27,140	24,220	27,090	24,740	22,710	25,280	27,830	25,820	23,640	22,990	22,460	22,010
		2歳児	44,720	30,600	28,550	20,690	18,890	9,460	15,780	19,310	13,220	8,400	15,460	11,960	9,040	11,910	9,560	7,530	10,100	12,650	10,640	8,460	7,810	7,280	6,830
		3歳児	45,910	31,790	29,740	21,880	20,080	10,650	16,970	20,500	14,410	9,590	16,650	13,150	10,230	13,100	10,750	8,720	11,290	13,840	11,830	9,650	9,000	8,470	8,020
		4歳以上児	45,910	31,790	29,740	21,880	20,080	10,650	16,970	20,500	14,410	9,590	16,650	13,150	10,230	13,100	10,750	8,720	11,290	13,840	11,830	9,650	9,000	8,470	8,020
	未設置	0歳児	44,260	30,400	29,980	20,660	20,800	9,630	15,830	21,180	14,160	8,630	16,480	12,520	9,220	12,630	10,000	7,740	10,260	13,170	10,980	8,650	8,020	7,490	7,050
		1歳児	58,860	45,000	44,580	35,260	35,400	24,230	30,430	35,780	28,760	23,230	31,080	27,120	23,820	27,230	24,600	22,340	24,860	27,770	25,580	23,250	22,620	22,090	21,650
		2歳児	43,950	30,090	29,670	20,350	20,490	9,320	15,520	20,870	13,850	8,320	16,170	12,210	8,910	12,210	9,690	7,430	9,950	12,650	10,670	8,340	7,710	7,180	6,740
		3歳児	45,140	31,280	30,860	21,540	21,680	10,510	16,710	22,060	15,040	9,510	17,360	13,400	10,100	13,510	10,880	8,620	11,140	14,050	11,860	9,530	8,900	8,370	7,930
8%	設置	4歳以上児	45,140	31,280	29,260	21,540	19,770	10,510	16,710	22,060	15,040	9,510	17,360	13,400	10,100	12,920	10,610	8,620	11,140	14,050	11,860	9,530	8,900	8,370	7,930
		0歳児	44,260	30,400	28,380	20,660	18,890	9,630	15,830	19,360	13,370	8,630	15,530	12,090	9,220	12,040	9,730	7,740	10,260	12,770	10,800	8,650	8,020	7,490	7,050
		1歳児	58,860	45,000	42,980	35,260	33,490	24,230	30,430	33,960	27,970	23,230	30,130	26,690	23,820	26,640	24,330	22,340	24,860	27,370	25,400	23,250	22,620	22,090	21,650
		2歳児	43,950	30,090	28,070	20,350	18,580	9,320	15,520	19,050	13,060	8,320	15,220	11,780	8,910	11,730	9,420	7,430	9,950	12,460	10,490	8,340	7,710	7,180	6,740
	未設置	3歳児	45,140	31,280	29,260	21,540	19,770	10,510	16,710	20,240	14,250	9,510	16,410	12,970	10,100	12,920	10,610	8,620	11,140	13,650	11,680	9,530	8,900	8,370	7,930
		4歳以上児	45,140	31,280	29,260	21,540	19,770	10,510	16,710	20,240	14,250	9,510	16,410	12,970	10,100	12,920	10,610	8,620	11,140	13,650	11,680	9,530	8,900	8,370	7,930
		0歳児	42,730	29,380	28,950	19,980	20,120	9,350	15,320	20,590	13,820	8,480	15,960	12,150	8,970	12,240	9,710	7,540	9,960	12,780	10,670	8,420	7,800	7,300	6,870
		1歳児	56,770	43,420	42,990	34,020	34,160	23,390	29,360	34,630	27,860	22,520	30,000	26,190	23,010	26,280	23,750	21,580	24,000	26,820	24,710	22,460	21,840	21,340	20,910
7%	設置	2歳児	42,420	29,070	28,640	19,670	19,810	9,040	15,010	20,280	13,510	8,170	15,650	11,840	8,660	11,930	9,400	7,230	9,650	12,470	10,360	8,110	7,490	6,990	6,560
		3歳児	43,610	30,260	29,830	20,860	21,000	10,230	16,200	21,470	14,700	9,360	16,840	13,030	9,850	13,120	10,590	8,420	10,840	13,660	11,550	9,300	8,680	8,180	7,750
		4歳以上児	43,610	30,260	29,830	20,860	21,000	10,230	16,200	21,470	14,700	9,360	16,840	13,030	9,850	13,120	10,590	8,420	10,840	13,660	11,550	9,300	8,680	8,180	7,750
		0歳児	42,730	29,380	27,430	19,990	18,280	9,350	15,320	18,840	13,050	8,480	15,040	11,730	8,970	11,680	9,450	7,540	9,960	12,390	10,490	8,420	7,800	7,300	6,870
	未設置	1歳児	56,770	43,420	41,470	34,030	32,320	23,390	29,360	32,880	27,090	22,520	29,080	25,770	23,010	25,720	23,490	21,580	24,000	26,430	24,530	22,460	21,840	21,340	20,910
		2歳児	42,420	29,070	27,120	19,680	19,820	9,040	15,010	18,530	12,740	8,170	14,730	11,420	8,660	11,370	9,140	7,230	9,650	12,080	10,180	8,110	7,490	6,990	6,560
		3歳児	43,610	30,260	28,310	20,870	19,160	10,230	16,200	19,720	13,930	9,360	15,920	12,610	9,850	12,560	10,330	8,420	10,840	13,270	11,370	9,300	8,680	8,180	7,750
		4歳以上児	43,610	30,260	28,310	20,870	19,160	10,230	16,200	19,720	13,930	9,360	15,920	12,610	9,850	12,560	10,330	8,420	10,840	13,270	11,370	9,300	8,680	8,180	7,750
6%	設置	0歳児	41,210	28,360	27,930	19,300	19,430	9,070	14,810	20,000	13,470														

扶助対象事業			扶助対象経費	算定基準	
対策別	番号	扶助項目		平成29年度単価	算定基準額
入所児童の処遇向上に関する扶助			各月初日の在籍児童対象 (第6条各号に定める経費)	別表1・2 (包括化単価表)	単価×児童数×入所月数
零歳児保育特別対策事業	1	零歳児保健師加算 (保健師(又は、助産師・看護師)の配置)	零歳児の取扱人員が6人以上の施設に保健師等1名を配置するための経費	別表4	単価×雇用月数
	2	零歳児調理員加算 (調理員の増配置)	零歳児の取扱人員が6人以上の施設に調理員1名を増配置するための経費(調理委託も可)	別表4	単価×雇用月数
	3	零歳児嘱託医手当加算	零歳児の取扱人員が6人以上の施設における嘱託医の手当に要する経費	330,120円	年額
	4	零歳児保育推進加算	零歳児未充足児童数に見合う保育士の配置に要する経費	141,490円	単価×延零歳児未充足児童数
11時間開所保育対策事業	1	保育士加算	定員61人～129人の施設に保育士1名、定員130人以上の施設に保育士2名を増配置するための経費	別表4	単価×雇用月数
	2	パート保育士加算	パート保育士の雇用に要する経費	138,320円	単価×パート保育士数×雇用月数
	3	暖房費加算	11月から3月までの期間における11時間の開所時間内の採暖の充実に要する経費	10,000円	単価×※月数 (※11月から3月までの5か月間における開設月数)
障がい児保育扶助	発達支援加算	障がい児の処遇向上に対する人件費	133,900円	単価×雇用月数 (4.5歳児は障害児に職員を複数名配置してもクラスで1名を限度に加算)	
産休等代替職員費			保育士、保健師(看護師含む)、調理員	(4月～9月) 日額 9,590円 半額 4,800円 (10月～3月) 日額 9,590円 半額 4,800円	単価×代替職員数×雇用日数 産休(16週以内、ただし、多胎の場合は24週以内) 病休(90日以内)
保育所地域活動事業費扶助	世代間交流等事業		高齢者福祉施設等への訪問や高齢者を招待し、世代間のふれあい活動を行うための経費	1事業 250,000円	各事業年3回以上実施
	異年齢児交流事業		地域の児童と共に地域的行事等の共同活動を通じて、児童の社会性を養うための経費		
	育児講座・育児と仕事の両立支援事業		育児講座の開催や育児と仕事の両立支援に関する情報提供を行うための経費		

平成30年度増配置職員単価表

(単位:円)

区分		月額単価				
		処遇改善加算率(基本分)				
		12%	9%~11%	6%~8%	2%~5%	停止
常 勤 職 員	保育士	484,440	475,830	467,230	450,020	432,810
	調理員	403,650	396,460	389,280	374,910	360,540
	保健師	531,650	522,200	512,750	493,850	474,960
非常 勤 職員	保健師	265,830	261,100	256,380	246,930	237,480